

第22回年金業務・社会保険庁監視等委員会議事録

1. 日時 平成21年12月18日(金) 10:15～11:00
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員
(総務省) 戸塚行政管理局長、田部事務室長 小森主任調査員ほか
(厚生労働省) 岡崎総括審議官
(社会保険庁) 渡邊社会保険庁長官 薄井総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長 福本運営部企画課長 井上運営部年金保険課長
4. 議事次第
 - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
 - (2) その他
5. 会議経過

【葛西委員長】 それでは、ただいまから第22回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

それではまず、厚生労働省及び社会保険庁からヒアリングを行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【福本企画課長】 それでは、資料に基づきまして、ご説明を順次一括でいたしたいと思います。

最初、資料1であります。恒例のものでございますが、進捗状況の中身をコンパクトにまとめたものであります。個別事項でありますけれども、年金記録問題、一番の柱になる取組として取り組んでまいりました「ねんきん特別便」の処理の状況であります。1億900万人の方にお出しをいたしまして、まず回答をできるだけいただく、その回答が8,015万人になっております。回答の中で、「訂正あり」ということで申出があった方々については、その調査をしていく。それを含めまして、96%の方についての確認の作業が終了したということになります。

それから、それに加えて、「ねんきん特別便」に関してはフォローアップの対策を進めるということに引き続き取り組んでおりますし、それから5,000万件の浮いた記録ということになりますと、名寄せで特別便を出しましたのが1,000万件であります。それ以外のものについて解明の作業をするということであり、その中で、いろんな手法で解明の作業に取り組んできておりますが、旧姓情報を活用して確認をいただくというような作業を

引き続き計画的に取り組んでいるということでございます。

それから、3番目、年金額の再裁定については、従来から説明しておりますけれども、この期間を短くするというで体制の強化を図りやってきたところでございます。

それから、標準報酬の遡及訂正事案については、救済という観点で今進めておるところであります。

今後の取組であります。この年金記録問題、12月以降、来年1月に残るものもありますし、そもそもの工程といたしまして、年を明けて引き続きやるもの、あるいは、ここで書いておりますように、紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせは当初より22年度からの取組ということでございます。民主党の政権になりまして、この紙台帳との突き合わせを含めまして、年金問題への対応全体を2年間に集中的に行い、政権1期4年の間にできる限りの取組を進めるという方針が大きな方向として出ております。これに沿って、従来からの取組を進めてまいるということをいたしたいと思っております。

それから、その後ろについておりますのは、これまでの進捗状況、この委員会においてご指示をいただき、進捗工程表を立てて取り組んでいくということについて、従来からずっとこういう形で報告しておったものでありますけれども、現在において、このような状況になっておるということでございます。

各事業については、資料2であります。資料2も、従来からの定例のものを今整理して、直近のものとして入れております。

最初の1ページは「ねんきん特別便」であります。先ほど申し上げましたように、「ねんきん特別便」の状況はこうなっております。全体で回答が75%、左の円グラフでありますけれども、8,000万人。その8,000万人についての現在のポジションが右のほうであります。「訂正なし・確認済」ということで88%、記録を訂正し、統合したというのが8%、両方合わせて96%、残り4%が調査中ということになっておるということでございます。

これは、全体のものでありますけれども、2ページはその内訳であります。それを受給者と加入者に分け、更に名寄せの特別便と、それからそれ以外の方、全員便と称しておりますが、それについてお送りをして、回答が来たものの処理状況を分解して示しますと、このような状況になります。受給者について見ますと、上のほうのグラフであります。縦の円柱でありますけれども、「訂正なし・確認済」91%、「訂正・統合済」合わせまして97%。加入者は下のほうであります。オレンジとピンクのところを足しますと、8

5%と10%でありますので95%というのが、受給者と加入者に分解してみたときの処理状況であります。

それから、3ページでございます。フォローアップ照会等であります。まずは、受給者に対する名寄せ特別便、宙に浮いている記録があると思われる方に対して名寄せの特別便をお送りすると。そのうちの受給者の方であります、「訂正なし」ということで回答をいただいた方、それからまだ未回答である方については、こちらからアウトリーチに、行政のほうからアプローチをしまして、記録の情報をお話して確認をいただくということをフォローアップということでやっております。対象88万人、そのうち照会済みが71万人、ご本人の記録と確認できたのが55万人ということであります。

それから、下のほうは厚生年金旧台帳、1,466万件でありますけれども、これは厚生年金の紙の記録、旧台帳、旧台帳と申しますのは、昭和32年の時点で現存の被保険者ではなかった方ということであります。であるがゆえに、磁気テープ化、あるいはその先のオンライン化ということを経ずに、紙の台帳のまま残していたものということになります。したがって、オンラインの中には、この台帳の記録というのは入っておりません。いわゆる資格喪失台帳ということで、この記録が年金に結びつくことはないであろうということで、そういう判断をいたしておいたわけでありまして、実際、オンライン記録の中に入っていないから、年金額の基礎としては使われないということになるわけです。ただ、そういう方であっても、現在生きておられる方でその記録が自分のものであるということになりますと、年金額が増えるということになるわけです。その取組をしてきておりました。基礎年金番号の情報と突き合わせをして、ご本人を確認いただくという作業になりますけれども、下のほうに書いてありますように、回答58万人、照会済み53万人ということでございます。

それから、4ページであります。これは受給者の方について年金の記録が見つかりまして、年金額の改定をするという作業、これは中央の業務センターで行っております再裁定処理ということですが、中央1カ所でやっておる作業でございます、ここの数が多くなって処理時間がかかっておるといふ課題があると、従来から申しておったとおりであります。

現在の状況であります、それをその期間を3か月程度に短縮するという取組を進めてまいりました。この春から人員体制を強化して処理期間を短縮する。夏ごろにということで、8月に処理期間が3か月になりました。かねてご報告したとおりであります。

れども、直近の21年10月で見ますと、2か月半ということになっておるといこと
ございます。

その後ろ、5ページは、その再裁定、それから6ページは、それに加えて時効特例があ
る場合に処理するという場合の全体の処理の件数ないし累積の残数ということが出ておる
ものであります。

それから7ページでありますけれども、7ページは「ねんきん定期便」であります。加
入者の方に、この4月から誕生日月ごとに定期便をお送りする。特別便の内容に加えて、
標準報酬額でありますとか国民年金を実際に納付した、あるいは免除を受けたというよう
な記録まで各月に書いてあるもの、これが定期便でありますけれども、その定期便をお送
りするという作業をしております。11月末現在で4,371万人送付をいたしました。こ
れについては、間違いがあると思われる方、あるいは特別便に未回答であった方につい
ては、この定期便を機会として回答いただくということをやっております。実際、回答が届
きましたのが現在350万件であるということでございます。

それから8ページであります。8ページは相談という中での、電話での対応でありま
す。「ねんきん特別便」あるいは「ねんきん定期便」を出すようになりましてから、ねんき
ん定期便専用ダイヤルというふうに呼んでおりますけれども、今年4月になりましてから
この12月までの全体のかかりました電話数、それに対して応答ができた電話数、その割
合としての応答率というものを、かねてからこういう形で表示しているものであります。
直近の状況では、かかりました電話に対して応答がほとんどできていると、応答率は9割
ぐらいになっておるといことでもあります。

それから、9ページと10ページでありますけれども、これは標準報酬、遡及訂正の事
案であります。昨年9月以来、この問題に対して取り組んできたということでありまし
て、9ページに書いております内容は、従来からの取組、あるいはそのデータも従来のデ
ータということで、前からのものと同じであります。

今取り組んでおります話は10ページでありまして、救済です。いわゆる家庭訪問しま
して、受給者2万件の方について、ご自身の記憶としての当時の標準報酬月額、あるいは
当時の給与額等、実際今、記録として我々がっております記録との間に違いがあるとい
うことが確認できた場合に訂正をしていくという作業になるわけですけれども、その2万
件、中でも従業員である場合で事実と違いますという場合、これに対して救済をしていく
ということになります。その救済をしていかなければならない母数としてっております

のは、1つ目の「○」の「※」、小さい文字で書いておりますように1,535件ということでありますが、これに対しての記録回復の状況であります、644件というのが現在の数字であります。これを更に増やしていくよう進めていくというのが今後の作業としてあります。

今後の対応であります、最後にあります。標準報酬関係に関しては、「ねんきん定期便」で今確認をしていただいておりますということに加えて、定期便は加入者でありますから、受給者の方については標準報酬を新たにお知らせするという事をして取組を進めてまいります。この12月から、受給者の方に対して標準報酬月額のお知らせ、「厚生年金加入期間の記録のお知らせ」というものを順次送付いたしまして確認をしていただくというのが、今後の我々の作業工程ということになっております。

以上、従来からずっとお話をしてきました年金記録問題への取組の直近の状況でございます。

残り、資料3であります、これは前回、この会議でご報告をしたことに関して、宿題事項として承ったものの整理であります。

1ページ目のほうでありますけれども、前回、関係団体に協力をいただいたという実績、特別便を出して、その特別便を見て、全国民が記録の確認をしていくということについて、関係団体にもお願いをしまして、その周知、広報をお願いしたということの実績をご報告いたしました、そのときに、全体の母数としてはどれぐらいになるのかと。前回は、協力いただいた実数を報告いたしました。厚生労働省所管団体ということでいきますと、「1.」ですが、協力いただいた団体の実数は1,226団体、これは前回の報告であります。厚生労働省で所管しております法人数ですけれども、右のほう、1,119法人というのが、いわゆる特例民法法人、従来でいいます公益法人、財団法人、その他等々であります。1,119法人あります。そのうち、実際協力いただいたのが1,226団体ということで、所管法人数よりも協力団体数のほうが多いのは、任意団体等で呼びかけをして協力いただいたところもあります。我々の本省の関係団体という意味としてです。それも含めまして1,226団体ということになります。

それから、他省庁です。この内閣にあります全府省庁に対しても、同じように、中央省庁の所管団体において広報をしていただくべくお願いをいたしました。協力いただいた団体の実数、4,881団体、これも前回のご報告であります、国の府省庁所管の法人数というものを今回調べましたら、5,629法人というのが全法人数であります。そのうち、

協力実績が4,881団体、大体9割ぐらいでしょうか、の割合の団体数で協力をいただいたというのが実績ということでした。

それから、最後2ページであります。2ページは、これも前回ご報告をした内容についての追加の話でありましたが、前回、本人が申出をしたものでオンライン記録にはなかったけれども、行政が持っております紙台帳を見れば記録があったということについて、その件数をご報告いたしました。サンプル的な件数をご報告いたしましたが、どこの紙台帳に、加えてどこの紙台帳にあったのかということをご報告いたしましたが、そもそもその記録について調査をした結果、記録について誤りとか漏れがあった場合に、どこにあって見つかったのかということのお尋ねであったと思います。これは、全国的にはそういう数字を我々持っておりませんので、サンプル的にでもちょっと見られないかという話でありました。これは受給者で全員特別便ですから、名寄せの人ではないわけでありまして、全受給者にお送りをした特別便を見て、自分の記録に漏れがある、あるいは誤りがあるというふうにお気づきになって申出をされた方について、実際に記録に漏れがありました、それから違いがありましたということで166人、そういうのがあるわけです。

これは2ページの一番下に書いてありますように、東京都下のある社会保険事務所、わりと規模の大きいところです。受給者数でいうと10万人ぐらいを所管する社会保険事務所ですが、その記録の一部を無作為に選びまして、その中で訂正の実数があった166件を分析してみました。その内訳であります、「1.」、オンライン記録に記録がありましたというのが143人です。具体的に、名寄せではなくて、それから本人の申出に基づいて調査をすればありましたということになるわけでありまして、具体的にはどういうことであったかという、旧姓でしたと。名寄せでは、旧姓では当たらないわけです。旧姓をお聞きして検索をすれば、浮いている記録が見つかりましたとか、あるいは名前そのものが、オンラインとご本人の実際のお名前とが違っておりましたと。読み方なりが違っておりましたと、あるいは生年月日が違っておりましたということによって浮いている状態になっているわけです。それを、本来のものということで確認をいたしますと、浮いている記録がご本人のものと確認できたということで、全体で143人。

それから、「2.」ですけれども、オンラインにはなかったと。その場合には紙台帳まで検索をいたします。オンラインにはなかったけれども、紙台帳を見ればありましたということで、記録がオンラインに収録されていなかったもの、そもそも紙台帳にはあるのにオンラインにはなかったというのが13人で、残り10人は紙台帳にあった、オンラインは

なかったということですが、これは、先ほど申し上げました厚生年金保険旧台帳にありましたということでもあります。かつての古い記録にはあります。これは、そもそもオンラインに入れておりませんので、これはオンラインにはなくて紙台帳までいけばあるということになります。そこにあつたというのが10人ということでもあります。ある社会保険事務所において実際記録を訂正したときに、どこに記録があつたのかというと、大体こんな分布になってたと。1つ事務所のサンプルであります。そういう実績であつたということのご報告でございます。我々からの説明は以上になります。

【葛西委員長】 それでは、今のご説明で委員からご質問あれば、お願いいたします。

【磯村委員】 資料3の今のお話の回答のほう、まず、ねんきん特別便による年金記録の確認に関する団体の協力について、お調べありがとうございました。これは周知広報ですから、その団体の例えばPR誌等に無償で広告を掲出するなんていうのが具体的な実績の中身になるのでしょうか。

【福本企画課長】 これは、むしろ前回、ご報告をいたしましたもののほうに書いてありますけれども、具体的には、団体でいろいろありますが、1つは、おっしゃつたとおり、その団体の広報誌とかいうのがあります。それから、その団体に、わりとお客さんの出入りがあるような団体の場合にはチラシを置くというようなこともあります。それから、団体が、社団法人とかでいわゆる業界団体とかいうようなことになると、その業界で大きいところは社員がいますので、国民の一部であるその社員に対して、こういうことがありますよと。社内報のようなことでしょうか、といったようなことで周知をしたとか、いろいろありますけれども、そういうものです。

【磯村委員】 というふうな作業の中身ですと、費用はあんまりかかってないが、実績もつかめていないということに多分なるんでしょうね。

【福本企画課長】 そこはそうです。

【磯村委員】 分かりました。

2つ目ですが、2ページの「訂正あり」と回答した方のサンプル調査結果、これもありがとうございました。この表の「1.」は分かるんです、オンライン記録により判明したものの。しかし、「2.」の紙台帳から判明したものの、紙台帳というのは今マイクロフィルムや磁気テープに入っていないものとして、一番下の②旧台帳があるわけですね。旧台帳からは10人分かつた。じゃ、①の、旧台帳以外のもので記録がオンラインに収録されていなかったものは、どの紙から分かつたのでしょうか。

【福本企画課長】 この13人、これは実際には、このサンプルで出てきたのは厚生年金でした。したがって、厚生年金でありますので、厚生年金の紙ということになりますので、かつて例の2万件サンプル調査をしたときの紙台帳ということになります。

【磯村委員】 そうすると、旧台帳は確かに磁気テープにもマイクロフィルムにも入っていなかった。この①で、記録がオンラインに収録されていなかったけども何かの紙台帳があるものというのは、オンラインに収録されてないけれども磁気テープやマイクロフィルムになっているわけですね。

【福本企画課長】 そうです。厚生年金のものでありますので、基本はマイクロフィルムの形で持つということです。実際、マイクロフィルムに重ねて紙で持っているものもあるということでもあります。

【磯村委員】 そうすると、この①というのは、こう書いてあるから分かりにくいんですが、もうちょっと分かりやすく書きますと、記録がオンラインには収録されてないけれども、マイクロフィルムもしくは磁気テープに収録されていたものと解釈してもよろしいですね。

【福本企画課長】 磁気テープというより、マイクロフィルム、あるいは原本としての紙です。

【磯村委員】 原本としての紙も入るんですか、旧台帳以外の紙で。

【福本企画課長】 先ほども言いましたとおり、紙は大体マイクロフィルムになりますので、マイクロフィルムです。

【磯村委員】 ですね。で、旧台帳以外にも。

【福本企画課長】 写真になっている紙ということです。

【磯村委員】 旧台帳以外にも、磁気テープやマイクロフィルムになってない紙があるんですか。

【福本企画課長】 旧台帳以外にはないですね。

【磯村委員】 ないですね。そうすると、①は、読みかえますと、マイクロフィルムもしくは磁気テープになっているものでオンライン記録に入っていないものということになりませんか、論理的には。

【福本企画課長】 はい、そうです。

【磯村委員】 そうすると、マイクロフィルムに入っていない、磁気テープにもなってない紙台帳というのは、下の②の旧台帳だけと理解してよろしいですね。

【福本企画課長】　　そうです。

【磯村委員】　　そうすると、この①のオンラインに収録されていなかったもの、すなわち旧台帳以外のマイクロフィルム、磁気テープも全部当たらないと、この13人という人は出てこないわけですね。

【福本企画課長】　　はい、そうです。加えて申し上げますけれども、実際、我々は年金記録というものを特別便が返ってきて調査するときというのは、オンラインだけをやっているわけではなくて、紙台帳といいますか、マイクロフィルムを実際見に行きます。

実際、マイクロフィルムということなんですけれども、これがオンライン装置の中に、いわゆるマイクロフィルムは、最初はフィルムですけれども、それが画像データにできますので、コンピュータ上の画像データにしてオンラインの中に見られるようになっているんです。原票検索システムと言います。記号番号でいうと080という処理コードですけれども、それで見るということをし、ただ、それはマイクロフィルムに画像データ化したものは見にくいとかいうような話もあるわけです。

それで探してやるということをしているということと、それから実際、これは先ほど申し上げた将来の、22年度以降の工程になりますけれども、まさに紙台帳とオンライン記録を照合していこうと。これは本人からの話があったので見に行くわけですけれども、本人が気づかれている話とは別に、ご本人は気づかれていないかもしれないけれども、こういう食い違いがあるということ。それは浮いているだけじゃなくて、記録の日にちが違っているとか標準報酬が違っているとかいうようなこともあろうと思いますが、そういうものを確認するために、いわゆる紙台帳全数とオンライン記録との照合を、まずしていくというふうになると、そういう話であります。ミスがある可能性がある件数に関して申し上げます、先ほどちょっと申し上げましたけれども、厚生年金に関しては、紙台帳とオンライン記録を全数突き合わせしていくわけですけれども、それに先立ってサンプル調査をしました。紙台帳の2万件をやって不突合があったと。全体では1.4%という数字でありましたけれども、あれというのは、こういう事象というんですか、それも含まれているということで、そういう数字は既に世の中に、サンプル調査の結果としては出てきてもおるといふことだと思います。

【磯村委員】　　はい、ありがとうございました。

【葛西委員長】　　それでは、最後までご熱心にいろいろと質疑をいただきましてありがとうございました。

今日が最後の日ということですが、この委員会は監視委員会でありまして、作業工程に沿って全力を挙げて取り組んでいるかということを経年毎にヒアリングしながら確認していくということで2年半やってきまして、委員の皆さん方、大変ご苦労様でした。それなりの成果を上げましたが、しかし完璧な100点満点だというわけにはいかないというのが事柄の性質上ございます。最後、報告書を出すとかというようなことは毎回の委員会でのチェックが使命なので、それは初めからやらないということにしておりました。

最後まで、いろいろな質問事項に対するお答えへの再質問という形で熱心にやりましたが、委員会全体の年金の業務の解明についての感想の形で、「年金業務・社会保険庁監視等委員会を終えるに当たって」というメモを用意いたしましたので、事務局から読み上げて下さい。これをもって、2年半あまりにわたる当委員会の活動を一応終わるという形にしたいと思います。正確に言えば、年金機構が発足するまで続きますが、事実上は今日でもって終わりということにさせていただきます。

【小森主任調査員】 では、お読みいたします。

「年金業務・社会保険庁監視等委員会を終えるに当たって」平成21年12月18日、年金業務・社会保険庁監視等委員会委員長談話。

1. はじめに

年金業務・社会保険庁監視等委員会は、年金記録問題への対応策を着実に実施し、年金業務の適正かつ確実な執行を図るべく外部から監視する委員会として、平成19年7月20日に総務省に設置された。当委員会は、同月25日に第1回会合を開催し、これまで約2年半にわたり計22回の会合を重ねてきたところであり、社会保険庁が廃止される本年末をもって活動を終える。

2. 委員会の活動

委員会は、発足当初の第1回会合及びその翌日に行った委員による社会保険業務センターの視察を踏まえ、約5,000万件の未統合記録の精査など年金記録適正化のための詳細な作業工程を明らかにさせるよう、総務大臣に意見具申を行った。第2回・第3回の会合では、意見具申を踏まえて厚生労働省・社会保険庁が策定した「年金記録適正化実工程表」の説明を受け、その内容の確認・検討を行った。第4回会合以降は、この工程表に基づく作業の進捗を聴取し、必要な改善点の指摘や助言を行うとともに、是正案の提示を行った。

具体的な事項としては、例えば、「ねんきん特別便」の様式について分かりやすくするた

めの改善・工夫、円滑な業務処理のための窓口装置の貸与先の拡大、問い合わせに対するコールセンターの座席数の増設、市町村や社会保険労務士に対する相談対応への協力依頼、特別便未達者の住所調査への住基ネットの活用などの提言を行い、国民の立場に立った迅速かつ適切な対応に寄与できたのではないかと考える。

また、委員会の活動状況については、厚生労働省・社会保険庁から定期的に聴取する状況報告や議事の内容を、毎委員会終了後に記者会見において報告するとともに、すべての資料及び議事録を公開した。このことは、従来であれば必ずしも明らかにされなかったような年金記録問題の実態・状況を国民の目に明らかにしつつ、記録問題の解決に向けた厚生労働省・社会保険庁の取組を促進するという点で、有意義であったと考える。

言うまでもなく、国民の期待に沿った着実な問題解決のためには、何よりもまず当事者である厚生労働省・社会保険庁が全身全霊を傾注して事に当たってもらわなければならない。委員会としては、この視点に立って、取組状況を厳しく監視しつつ、その努力を激励し、見守ってきたところである。

3. これまでの取組に対する評価

年金記録問題に対する厚生労働省・社会保険庁のこれまでの取組については、工程表に沿って「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」を送付し、特別便については約8割の方から回答がありその96%が確認済みとなるなど、総じて、政府の方針に沿って一步一步着実に作業を進めてきたと評価している。

しかしながら、膨大な作業を迅速に進めるに当たっては、あらかじめ想定できなかった事象や配慮の至らなかった点などもあり、結果として、「ねんきん特別便」の回答処理や相談窓口の対応に予想以上に長時間を要したこと、データの入出力ミスや配送ミスが繰り返されたことなどの不手際も処々に見受けられたことは付言せざるを得ない。これらの点については、今後の更なる取組の中でも教訓として生かされるべきものとする。

年金行政の基本は正確に記録を管理し、確実に年金を支給することにある。これまでの現職員の努力によって、この点では全体的に取組が進んできたことについて一定の評価はされる。しかしながら、年金記録問題は厚生労働省・社会保険庁の組織としての管理体制の不備、職員の業務に対する責任感の欠如と規律の乱れが長年に亘り負の遺産として累積し、遂に顕在化したものであり、もとより一気に解決できるものではない。年金記録問題はいまだ解決の途上にあり、新たな体制の下で、今後とも継続的努力が必要であろう。その際、以下の諸点には留意をして頂きたい。

4. 留意点

(1) 年金記録を適切に管理し、年金給付を正確に滞りなく行うという基本的な責務を絶えず心に銘記し、今般のような事態を二度と引き起こすことのないよう、業務運営の見直しや組織風土・職員意識改革を徹底し、組織としての管理体制を確立すること。

(2) 年金記録問題の解決は、これまで最大限の努力をもって取り組み、その努力によって相当程度の進捗を見たと言うものの、今後の作業に委ねる部分を残すことになった。これからも弛まぬ解明作業を進めることはもちろんであるが、それと同時に事態の進展状況を直視し、適時適切に作業の進捗と見通しを開示し、可能な限りの努力を行ってもなお本人の特定が困難な記録の取扱いなどについては、その費用対効果を明示の上、国民の納得のいく処理を行うよう留意すること。

(3) 日本年金機構への移行準備は精力的に進められているとのことだが、業務の停滞や混乱、記録の散逸等が起こることのないよう、円滑な引き継ぎに万全を尽くすこと。

5. おわりに

年金制度は国民生活の支えとなる非常に重要な仕組みであり、今後、その運営を担う日本年金機構に課された使命は大きい。厚生労働省及び日本年金機構が、最大限の努力を傾注して、年金制度・運営に対する国民の信頼を一日も早く回復することを心から期待する。

【葛西委員長】 以上が、2年半あまりの作業の我々の感想ということになります。

というわけで、これで会議を閉め、終えることになりますが、最後に、社会保険庁長官のほうから一言あいさつをお願いいたします。

【渡邊長官】 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

私、最後の段階、この5か月でございましたけども、大変指導賜りありがとうございます。この5か月だけではなく、この監視等委員会全体を振り返りましてみますと、平成19年7月の設置以降、2年半にわたって、葛西委員長をはじめ委員の皆様におかれては、精力的に委員会を開催し、年金記録問題への対応の監視という観点から、社会保険庁に対してさまざまなご助言、ご意見をいただいたことにつきまして、重ねて厚く御礼申し上げます。

年金記録問題への対応に当たりましては、19年8月に委員会のご指摘を受けて策定した年金記録適正化実施工程表などに基づき、同年12月から「ねんきん特別便」の送付を開始し、翌年10月までにすべての受給者、加入者、約1億900万人への送付を完了したところであり、国民の皆様の協力による記録確認の取組を中心に、これまで努めてまい

りました。

現在、ご承知のとおり、来年度予算などの編成作業の真っ最中でございますが、年金記録問題への対応を国家プロジェクトと位置づけ、平成22、23年度の2年間に集中的に取り組む、1期4年の間にできる限りの取組を進めるという方針の下に、私ども事務局として対応しております。来年1月に、もう間もなくでございますが、日本年金機構発足となります。お客様の立場に立ち、誠意を持って対応し、正しく確実に事務を行う。こういうことによって、身近で信頼される組織を目指さなければならないと考えております。年金記録問題についても、長妻厚生労働大臣の下、本省と日本年金機構が一体となり、当面の最重要課題として、引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

最後に、委員の皆様のこれまでのご指導に、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【葛西委員長】 どうも本当にご苦労さまでした。

これで、監視委員会、すべて終了ということになります。これから先も引き続き頑張っていたきたいと思います。

以上